

第 6 期 雲南市農業委員会第 6 回総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 12 月 19 日 (火) 14:00～15:40

2. 場 所 市役所 3 階 301 会議室

3. 出席委員 (17 名)

1 番 錦織邦男	2 番 高田 耕	3 番 竹内 勉	4 番 奥田 武
5 番 神田邦昭	6 番 小山益男	7 番 山本裕子	8 番 吉廣丈晴
9 番 佐藤博子	10 番 三原治雄	11 番 吾郷正司	12 番 高橋美佐子
13 番 橋本 博	14 番 三島輝昭	16 番 嘉本輝雄	18 番 内部武雄
19 番 加藤一郎			

4. 欠席委員 (2 名) 15 番 柳原昌広 17 番 山本博子

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 企画官 土屋和則
 統括主幹 女鹿田比文 主 幹 白築 香
 (国土調査課) 統括主幹 加藤孝幸 主 幹 梶井貴明

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案の上程

- ・ 議第 47 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・ 議第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議第 49 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議第 50 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・ 議第 51 号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は 17 名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番吾郷正司委員、12番高橋美佐子委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 合意解約届出（農地法第18条第6項）の受理について ・ 公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項について ・ 会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第47号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ「議第47号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。10ページをご覧ください。</p> <p>2件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿畑・現況山林、面積は合計で946㎡。権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん。非農地の事由は、「畑の区画が狭くまた急峻な山中にあり40年以上耕作できなく雑木が繁茂した。」ということです。平成29年11月30日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△ー△、地目は登記簿畑・現況原野、面積は210㎡。権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇区〇〇△丁目の□□□□さん。非農地の事由は、「郷里を離れ20年以上経過しその間耕作できなく原野化してしまった」ということです。平成29年12月4日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第47号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第47号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第48号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ「議第48号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。12ページをご覧ください。</p> <p>今回の提出は2件ありました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外3筆。地目は登記簿、現況ともに田が4筆で合計が5,744㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため譲受人に譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は全部で10a当たり150,000円で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿、現況ともに田で面積合計は837㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「宮の土地提供の代替え農地として申請地を譲り渡す。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「宮の土地提供の代替え農地として申請地を譲り受ける。」ということです。△△△△さんは、公図で見ると道路の上側にもともと農地がありこれまでも耕作されていましたが、9月総会で〇〇神社移転のための敷地、として提供をされていました。その時提供された土地分を今回の申請地から譲り受けられるものです。土地代は無償で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>以上の案件について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上提出の案件につきまして、ご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第48号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第48号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第49号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ「議第49号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。14ページをご覧ください。4条の申請は今回3件ありました。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況は宅地で申請面積は71㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫で駐車区画3台分を建築されます。転用理由は、家族の駐車場、車庫として利用したいとのことです。始末書が出されており、平成19年3月頃に、自宅の隣接地ということで車庫を建てました。とのことです。農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに田で申請面積は173㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の亡き□□□□さん相続人の△△△△さん、転用目的は貸駐車場駐車区画8台分を整備されます。転用理由は、近隣の事業所より駐車場として利用したいという要望があり申請地を貸駐車場として利用したい。とのことです。農振地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分は、第一種住居区域であることから第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況は雑種地で申請面積は1,215㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸駐車場駐車区画20台分を設置されます。転用理由は、建設事業者建設用車両等の駐車場として貸し出したい。とのことです。始末書が出されており、平成21年7月から平成23年7月までの間に</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>建設工事業者より希望があり現場事務所、駐車場として使用するため一時転用の許可を受けていました。しかし許可期間が過ぎてからも駐車場として利用していました。とのこと。農振地域外で確認は〇〇委員、〇〇推進委員さんです。</p> <p>ここは1種農地ではありますが、農振地域外といった地域です。これは、この〇〇地域は昭和48年から昭和52年にかけて団体営圃場整備事業で土地改良された地域で、平成7年時点では1種農地でした。しかし、申請地の東側にある川より県道側の地域において、高速道路の工事の関係で合併前までの間で、その地域は農業振興地域から外されております。そのため1種農地でも農振地域外ということとなります。</p> <p>農地区分は「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
13番	<p>13番〇〇です。1番の案件ですが、本来〇〇委員さんが説明されるということでしたが、今日欠席しますという連絡が入っていますので、代わりに始末書を読ませていただきます。</p> <p>平成19年3月ごろに自宅の隣接地であり利便性が良かった場所を農地とわからずに不足していた車庫を建てました。今後は、農地法を遵守し十分に確認することとしますのでご承認をいただきますようお願いします。平成29年11月14日付けで□□さんから始末書が届いていますので、どうかよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明は。</p>
9番	<p>9番〇〇です。2番と3番について説明いたします。まず2番ですが農地パトロールの際に確認した土地です。その後〇〇推進委員さんが働きかけをされまして、今回所有者の方から始末書が出ておりますので読ませていただきます。</p> <p>この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇△△-△の土地は田でありましたが、平成20年ごろから付近の事業所より要望があり、貸駐車場として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。</p> <p>ということ。続きまして3番の〇〇の案件ですが、一時転用した土地を今後も駐車場として使いたいということで今回の申請になったものです。これについて、始末書を読ませていただきます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
9 番	<p>この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇△△-△の土地は田でしたが、平成21年に建設事業者へ工事車両等の駐車場として平成23年7月までの2年間として、一時転用で許可され使用してきました。しかしその後も現在まで駐車場として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から継続して今日まで使用しておりました。今後は、法令を遵守し、このような不始末のないよう十分に注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第49号 農地法第4条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番と2番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第49号 農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号1番と2番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号3番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第49号 農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号3番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>次に、「議第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページをご覧ください。「議第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」でございます。16ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町4件、〇〇町5件、〇〇町26件、計35件が申請されております。設定筆数は田が115筆、畑が9筆で合計が124筆でございます。貸手農家数が35戸、借手農家数が6戸となっております。地元の法人さん、あるいは中間管理機構による借り受けということでございます。〇〇町の26件については、諸報告のところで解約の申し出が出ております。そちらの件になります。18条の合意解約書がでている案件です。これまで地元の法人さんと契約していたものです。農事組合法人〇〇〇さんで利用権設定を相対でされていたものですが、この度合意解約で一旦解約し中間管理機構を通した再契約を予定されている案件です。今回の利用権設定の申し出の中では中間管理機構による貸借という形が出てまいっております。これは借り換えということになりますが、新たな貸借ということではありませんが、〇〇町では現在集落営農による広域連携の話し合いが行われています。広域連携は個々の法人や組織だけでは困難な課題等に対応する為、複数の法人等で連携して対処しようとするもので〇〇町内の集落営農型法人のなかで現在検討が行われております。連携組織の設立協議にあたっては機構への集積がメリットとして期待できるということと、賃借料の支払いが機構への支払い一本で済みます。機構の方がそれぞれ地権者の方に支払されるということで、事務手間が楽になるということがあります。</p> <p>また、契約の期間の調整を図る必要があるという地元法人さんの意向によりまして、この度借り換えを計画されたということです。〇〇町の他の法人さん、集落営農法人としては、すがや、〇〇、〇〇宇山営農組合、〇〇さんがおられます。併せて任意の組合の方も入っておられて、その皆さんで広域連携の話が進められています。こちらの方は雲南市としても広域連携、これまで単独でされていたものを更に広い広域なところで連携によって、新たな課題について対応するという事で市役所の方も応援しているということでございます。そのような経過もありまして、この度〇〇〇さんでは、再契約という形で手続きを取られるという予定のものであります。〇〇町の26件についてはそのような借り換えの申請であるということでございます。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。特に説明の中で〇〇町の広域連携は非常にこれからの雲南市のモデル的なケースになるのではとの思いがしております。ご協議をよろしく地元でお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>1 4時5 5分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に〇〇町をお願いします。</p>
1 6 番	<p>1 6番〇〇です。〇〇町は4件ございまして、再設定が2件、新規2件でございます。田が3件で畑が1件ということですが、いずれも妥当と判断いたしました。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町をお願いします。</p>
8 番	<p>8番〇〇です。5番から9番までの5件の案件、〇〇町で協議しました結果、妥当と判断しましたのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に〇〇町をお願いします。</p>
1 番	<p>1番〇〇です。〇〇町26件、全て妥当と判断いたしました。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>国土調 査課</p>	<p>について」は、申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>次に、「議第51号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」を議題とします。</p> <p>国土調査課より説明を求めます。</p> <p>国土調査課の〇〇です。よろしくお願ひします。「議第51号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」説明します。</p> <p>今回、2地区についてお願ひしますが、各地区の説明に入る前に資料No.1をご覧ください。</p> <p>初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。説明に入る前に一部修正をお願ひします。表の上段に進捗率として平成28年4月現在とありますが、平成29年4月現在の誤りですので修正をお願ひします。失礼しました。現在の地籍調査の進捗状況ですが、現在、地籍調査を実施している地区につきましては、〇〇町〇〇町と〇〇町の2町にて実施しています。</p> <p>〇〇町の進捗率については約91%、〇〇町については約56%であり、雲南市全体としては約91%の進捗率となっています。これは平成29年4月現在の数値であります。</p> <p>裏面の図面の管内図ですが、緑色の表示が既に調査が完了しているところ。赤色及び黄色の表示が今回農業委員会にお諮りする地区です。白い部分は、登記申請中または調査中及び未調査地区、灰色の部分は国有林ということで色分けをしています。</p> <p>それでは今回お諮りする2地区について説明します。</p> <p>最初に、29ページをご覧ください。〇〇1地区の実施区域図となります。ご覧いただきご確認の程をお願ひします。</p> <p>次に36ページをご覧ください。〇〇1地区について説明します。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が145筆、畑が197筆で合計342筆ありました。調査後についてですが、田についての詳細については宅地が8筆、山林が40筆、原野が26筆、雑種地が22筆、墓地が1筆、池沼が1筆、小計98筆となっています。</p> <p>畑についての詳細については宅地が8筆、山林が88筆、原野が28筆、雑種地が16筆、公衆用道路が2筆、墓地が1筆で小計143筆となり合計で241筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。</p> <p>2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は145筆、面積については10.41haありましたが、調査後につきましては筆数が35筆、面積が4.31haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は197筆で、面積については6.53haありましたが、調査後につきましては筆数が54筆、面積が2.38haと変動しています。筆数の変動については、合筆、地目変更により変わってきています。面積については、同様に合筆、地目変更により変動していますし、また調査前の面積は公簿上の面積であり、調査後は現代の最新技術にて現地を測量した実</p>

発信者	議 事 録 要 旨
国土調査課	<p>測面積です。</p> <p>次に37ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、先程の説明と重複しますので説明は割愛させていただきますのでご覧いただきますよう、宜しくお願い致します。以上報告とさせていただきます。もう1地区につきましては、担当者の方から説明させていただきます。よろしくお祈いします。</p>
国土調査課	<p>国土調査課の□□です。続きまして、〇〇町1工区 についてご説明します。よろしくお祈いします。</p> <p>38ページの地目変更一覧表 をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の筆数ですが、田が150筆で、畑が99筆です。調査の結果、田につきましては、宅地が2筆、山林が30筆、原野が62筆、雑種地が10筆、公衆用道路が10筆、河川が1筆、用悪水路が2筆、小計117筆になりました。</p> <p>畑につきましては、宅地が2筆、山林が28筆、原野が30筆、雑種地が3筆、公衆用道路が9筆、小計72筆となりました。合計、調査前の筆数249筆が、調査後に189筆となりました。</p> <p>2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆数150筆、面積10.05haが、調査後に18筆、面積は2.38ha。また、調査前の畑の筆数99筆、面積1.72haが、調査後に16筆、面積1.09haとなっております。39ページの地目別筆数面積変動表等調書はご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。</p>
18番	<p>18番〇〇です。調査をされると面積が多少増える傾向が多いわけですが、今回の場合はどうでしたか。</p>
国土調査課	<p>全体の面積としましては若干増えております。</p>
議 長	<p>他に質疑はございませんか。</p>
2番	<p>2番〇〇です。37ページを見していますが、保安林は固定資産税がかかりませんよね。ということは面積が5割くらい増えていますわな。今までは今までの面積で課税しておられて割り切りですよね。今回確定したら158haでいくということですか。</p>
国土調査課	<p>先ほどのご質問に対してですが、途中説明の中でも触れたんですが、まず調査前の面積、こちらの方はあくまでもみなさまご存じのとおりで、明治時代に測量された面積。これが公簿面積ということで法務局の方へ登記されています。今回実際に地権者さん、関係者の皆さんで現地の境界確認で歩いていただいて、その境界確認の成果をもって測量を行なった結果が実測の面積ということで出てきておりますので、どうしても境界立会の中でも若干の誤差が出てきますし、先ほどの説明で触れさせていただ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
国土調査課	いた測量の技術的な部分、これについても面積的に誤差が生じてくるというところがございます。
2 番	ありがとうございました。5割は相当の差があると見せていただきました。技術的な面もありましょしね。今回僕らも経験したんですが、境界が最初からずっと変わらない。爺さんや曾爺さんが線を引いたのや、この辺にしておくかというのもあるし、割り切りですよ。ありがとうございました。面積の増え方が大きかったもんですからどうということかなと関心があったからです。
議 長	ああいうと不見識だが、明治時代のやつは先祖がこたつの上でおこなった団子図であり面積が曖昧。最新の技術は、今頃はどうやってやっていますか。
国土調査課	地籍調査の測量の進め方としましては、まず基準となる図根三角点というものを、今回の調査地区内に5か所、6か所程度図根点を打ちます。そこから細部図根点というものを網状に地域の中に張り巡らして、その図根点を基にして地権者さんが実際に打たれた杭をトータルステーションという測量機器を用いて実際に測って面積を算出するという流れです。
議 長	山もそれですか。
国土調査課	山もそれでやります。おおもとの図根点、地籍図根三角点とありますが、これについてはGPSで。電子機器は電子基準点というのがありますが、この電子基準点をおもとにして図根三角点を落とします。年々測定の技術は向上しています。
1 6 番	この件ではありませんが、基準点の話がでましたが、細部の基準点だと思いますが、それが邪魔になっていけないと思った時は動かしてもらえることはできるものですか。
国土調査課	基準点は基本的に頭が黄色い杭を地籍では使用して設置していますが、これについては地権者さんの方で刈払いとか、歩いて邪魔になっていけないということで、よく耳にしますが、申し訳ないですがこれについては安易に動かしてもらうことは避けていただきたいと思います。これを動かしますと、先ほど説明させていただいたように基準点になりますので、1筆1筆を測った座標値そのものもずれてくるということに繋がってきますので、この図根点については、ずらしたり、動かしたりということはいらないでいただきたいということをお願いします。
1 6 番	勝手にはやりませんが、お願いすれば動くものかというそういう意味です。
国土調査課	動かしません。例えば公共事業等でたまたま工事の区域内に図根点があった場合は、必ず復元をかけて元の位置に戻していただきます。

発信者	議 事 録 要 旨
16番	私が言うのは確かコンクリが打ってあると思いますが違いますか。
国土調査課	古い年代ですとコンクリート柱、これを使って図根三角点を設置されている年度がありますので、多分それだと思います。
16番	もう作っておらないのでいいですが、ちょうど畦のところにあって、度々コツンコツン鍬があたってこげるものですから。
国土調査課	申し訳ないですが動かさないでください。
18番	前頃黒い色で頭が赤いのがあるが、あれはどうしたものか。あれは草刈り機でほとんど飛ばしてしまっているが。
国土調査課	それは刈払い等で邪魔になる場合は、深く打ち込んでいただいたりして、出来る限り傷つけていただかないほうがよろしいかと思いますが、さっきお話にあったように刈り払い機で飛んでしまったとしても、それはそれで仕方ありませんので、そのままにしておいていただければ、その筆の筆界点については復元をかけることができますので、基準点さえしっかりしておれば復元がかけられます。安心していただければと思います。
議 長	他に質問はありませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。 次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。 お諮りいたします。「議第51号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、「議第51号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。
事務局	次にその他事項に入ります。 【その他事項】 (1) 平成30年産米生産数量目安による新たな作付面積の算定について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____